

吸収合併に係る事後備置書類

会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に規定する事後開示事項

株式会社メディカルシステムネットワーク

合併に係る事後開示書類

2021 年 7 月 1 日

札幌市中央区北十条西二十四丁目 3 番地
株式会社メディカルシステムネットワーク
代表取締役社長 田 尻 稲 雄

当社と株式会社ひまわり看護ステーションは、2021 年 5 月 21 日付合併契約に基づき、当社を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」という）を行いました。つきましては、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条の定めに従い、下記のとおり、本合併に係る事項を開示いたします。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2021 年 7 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過

（1）吸収合併の差止請求

吸収合併消滅会社である株式会社ひまわり看護ステーションに対し、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

（2）反対株主の買取請求

株式会社ひまわり看護ステーションは、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

（3）新株予約権買取請求

株式会社ひまわり看護ステーションは、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

（4）債権者の異議

株式会社ひまわり看護ステーションに対し、会社法第 789 条第 1 項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。なお、株式会社ひまわり看護ステーションは、同条第 2 項に従い、2021 年 5 月 27 日に官報に公告及び 2021 年 5 月 21 日に知れている債権者に対し個別に催告を行っております。

3. 吸収合併存続会社における吸収合併における反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

（1）吸収合併の差止請求

吸収合併存続会社である当社に対し、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

当社に対して株式の買取りを請求した株主はありませんでした。なお、当社は、会社法 797 条第 4 項に従い、2021 年 5 月 24 日に公告を行っております。

(3) 債権者の異議

当社に対し、会社法第 799 条第 1 項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。なお、当社は、同条第 2 項及び第 3 項並びに定款の定めに従い、2021 年 5 月 27 日に官報に公告及び 2021 年 5 月 24 日に知れている債権者に対して電子公告を行っております。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、株式会社ひまわり看護ステーションよりその権利義務一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項別紙のとおりです。

6. 吸収合併の変更の登記をした日

2021 年 7 月 1 日以降速やかに登記を行います。

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はございません。

別紙 消滅会社の事前開示事項を記載した書面

以 上

合併に係る事前備置書類

会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に規定する事前開示事項

株式会社ひまわり看護ステーション

合併に係る事前開示書類

2021 年 5 月 21 日

東京都練馬区大泉学園町四丁目 22 番 4 号
株式会社ひまわり看護ステーション
代表取締役 富山 浩太郎

会社法第 782 条 1 項及び会社法施行規則第 182 条の定めに従い、下記のとおり、吸収合併契約等の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

記

1. 吸収合併契約の内容

当社は、2021 年 5 月 21 日付で、別紙 1 のとおり、合併契約を締結しました。

2. 合併対価の相当性及び割当ての相当性に関する事項

完全親子会社間の合併のため、合併対価の交付はありません。

3. 新株予約権の定めに関する事項

当社は、新株予約権を発行していません。

4. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

(2) 重要な後発事象の内容

株式会社メディカルシステムネットワーク 四半期報告書 (第 23 期第 3 四半期)
19 頁「重要な後発事象」のとおりです。

5. 当社の重要な後発事象の内容

該当事項はありません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併後の吸収合併存続会社の収益状況について、当社及び吸収合併存続会社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておらず、本吸収合併後における存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。
よって、本吸収合併により、当社の負担する債務について、履行に支障はないと判断します。

7. 事前開示開始日以降合併の効力発生日までの間に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

変更がありましたらただちに開示いたします。

別紙 1 合併契約書（写し）

別紙 2 株式会社メディカルシステムネットワークの最終事業年度に係る計算書類等

以 上

吸収合併に係る事前備置書類【追加更新】

会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に規定する事前開示事項

株式会社ひまわり看護ステーション

合併に係る事前開示書類【追加更新】

2021年6月25日

東京都練馬区大泉学園町四丁目22番4号

株式会社ひまわり看護ステーション

代表取締役 富山 浩太郎

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の定めに従い、下記のとおり、吸収合併契約等の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

記

1. 吸収合併契約の内容

当社は、2021年5月21日付で、別紙のとおり、合併契約を締結しました。

2. 合併対価の相当性及び割当ての相当性に関する事項

完全親子会社間の合併のため、合併対価の交付はありません。また、本合併により当社の資本金及び資本準備金の額は増加いたしません。

3. 新株予約権の定めに関する事項

当社は、新株予約権を発行していません。

4. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容【追加更新】

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を北海道財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 重要な後発事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社の重要な後発事象の内容

該当事項はありません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併後の吸収合併存続会社の収益状況について、当社及び吸収合併存続会社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておらず、本吸収合併後における存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

よって、本吸収合併により、当社の負担する債務について、履行に支障はないと判断します。

別紙 合併契約書（写し）

以 上



合併契約書

株式会社メディカルシステムネットワーク（以下「甲」という）及び株式会社ひまわり看護ステーション（以下「乙」という）は、甲を存続会社、乙を消滅会社とする吸収合併に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併後存続する会社、乙を吸収合併により消滅する会社として合併する（以下「本件合併」という）こととする。

第2条（当事者の商号及び住所）

本件合併当事会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

吸収合併存続会社（甲）：（商号）株式会社メディカルシステムネットワーク
（住所）札幌市中央区北十条西二十四丁目3番地
吸収合併消滅会社（乙）：（商号）株式会社ひまわり看護ステーション
（住所）東京都練馬区大泉学園町四丁目22番4号

第3条（合併効力発生日）

本件合併の効力発生日は、2021年7月1日とする。ただし、本件合併の手続の進行に応じ、必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第4条（合併対価の交付）

甲は、乙の全株式を所有しており、本件合併では、乙の株主に対して、その有する乙の株式に代わる金銭等の対価の交付は一切行わない。

第5条（増加すべき資本金及び準備金の額等）

甲は、本件合併により、資本金及び資本準備金の額を増加しないものとする。

第6条（本件合併の承認）

1. 甲は、2021年6月24日に定時株主総会を開催し、本件合併契約承認その他合併に必要な事項についての決議を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項に定める略式合併の規定により、本件合併契約承認その他合併に必要な事項についての機関決定を行う。

第7条（会社財産の引継ぎ）

甲は、本件合併効力発生日において、乙の資産、負債及びこれらに付随する権利義務の一切を承継する。

第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後合併効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもってそれ

ぞれの業務を執行し、かつ、一切の財産管理の運営をするものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行うものとする。

第9条（従業員の処遇）

甲は、本件合併効力発生日における乙の全従業員を甲の従業員として引き続き雇用する。退職慰労金債務については、甲の同意を得たうえで、甲が引き継ぐものとする。雇用条件その他の取扱いの詳細については、甲乙協議のうえ、これを定める。

第10条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結の日から本件合併効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財政状態・経営状況に重要な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ本契約を変更し、又は、本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、第6条に規定する甲及び乙の適法な機関による承認並びに法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

第12条（完全合意）

本契約は、本契約に明示的に定めるほか、本件合併を含むその主題事項に関する当事者間の本契約締結時点における完全な合意を構成するものであり、かかる主題事項に関する従前のいかなる契約、合意、約束及び約定（書面であると口頭であるとを問わない。）に取って代わる。

第13条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙協議のうえ、これを決定する。

第14条（裁判管轄）

本契約に関して紛争が生じた場合は、甲の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定める。

以上、本契約締結の証として本契約書1通を作成し、甲乙署名又は記名押印のうえ、甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2021年5月21日

甲：札幌市中央区北十条西二十四丁目3番地
株式会社メディカルシステムネットワーク
代表取締役 田尻 稲雄



乙：東京都練馬区大泉学園町四丁目22番4号
株式会社ひまわり看護ステーション
代表取締役 富山 浩太郎

